

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和3年度資金不足比率

国保国吉病院組合

(単位：千円)

項 目	数 値 等	備 考
地方公営企業法適用区分	法適用企業	
特別会計名	病院事業会計	
事業区分	病院事業	
算定時点	令和4年3月31日現在	
(1) a - b - c - d - e - f (-g)	244,915	流動負債等合計
流動負債… a	424,995	決算書 (流動負債合計)
控除企業債等… b	180,080	決算書 (流動負債・企業債)
控除未払金等… c	0	
控除額… d	0	
控除引当金等… e		宅地造成事業のみ記入
PFI建設事業費等… f	0	
土地前受金… g		宅地造成事業のみ記入
(2) 算入地方債	0	
(3) h - i - j + k (-l)	1,953,978	流動資産等合計
流動資産… h	1,953,978	決算書 (流動資産合計)
控除財源… i	0	
控除額… j	0	
貸倒引当金… k		宅地造成事業のみ記入
土地評価差額… l		宅地造成事業のみ記入
(4) 地方債残高		宅地造成事業のみ記入
(5) 長期借入金		宅地造成事業のみ記入
(6) 令第3条第1項の額・令第4条の額(1)+(2)-(3)	-1,709,063	正の値のみ資金不足額が算定され、負の場合は「該当なし」となる。
(7) 解消可能資金不足額	0	
(8) 資金不足額・剰余額(6)-(7)	1,709,063	剰余額
(9) 資金不足額	—	
(10) 営業収益の額-受託工事収益の額	2,104,202	決算書(医業収益)
うち指定管理者利用料金	—	指定管理者制度未導入
(11) 宅地造成事業のみ		宅地造成事業のみ記入
(12) 事業の規模	2,104,202	医業収益-受託工事収益
資金不足比率((9)÷(12),%)	—	該当無し(資金不足額なしのため)

「令」とは「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令」のことをいう。

(8)は、連結実質赤字比率の算定に用いる額であり(資金不足額は負の値で表示)、(9)は、資金不足比率の算定に用いる額(資金不足額は正の値で表示)である。